

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市公契約審議会		
開催日時	令和7(2025)年12月15日(月) 午後2時から午後4時30分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室4、5		
出席者	【委員】 望月恒男会長、鈴木智洋委員、野澤雄二委員、 鬼頭伸和委員、曾根篤委員、石川貴祥委員 【事務局】 城総務部部長、近藤総務部次長兼総務課課長、 木戸総務課主幹、森田総務課主幹、 土屋総務課法務担当官、窪田総務課副主幹、 柴田総務課主査、坂口総務課主査、藤島総務課主事		
次回開催予定日	令和8(2026)年2月24日		
問合せ先	事務局(総務課) 担当 木戸、坂口 電話 0561-32-8006(直通) メール keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例 第7条第5号の規定による
審議経過	1 開会 ○総務課長;本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 本審議会は、当初1回開催の予定でしたが、協議すべき内容が当初の想定よりも多くなったことから、より慎重かつ丁寧に検討を進める必要があると判断し、急遽第2回の開催もお願いさせていただいております。 委員の皆様には期間の短い中、また度重なる日程調整に御協力いただきましたことに、重ねて感謝申し上げます。 本日は事務局からの報告を行い、業務委託下限額について御審議いただいた後で、第2回審議会の審議に向けた説明をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。 それではただいまより、令和7年度第1回みよし市公契約審議会を始めさせていただきます。 本日の会議は、みよし市情報公開条例第7条第2号の規定により、次第6「審議事項」のみを非公開とし、それ以外は公開することとします。 会議開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する方はいらっしゃいませんでしたので、報告をいたします。		

2 市長挨拶

○市長；改めまして皆さんこんにちは。

本日は年末それぞれ皆様大変お忙しい中、第1回公契約審議会にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

また昨年、皆様方からお力添えをいただきまして、本市においても公契約条例について運営をさせていただいております。まずもって感謝を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、先ほどお話もありましたが、当初は今回の第1回を予定して審議をいただくということを予定しておりましたが、まずは、今回は委託について、来年1月から3月までの下限額について先行して、ご審議をいただく予定になっております。

また来年以降の下限額につきましては、賃金の上昇が非常に大きく、昨年ご議論いただいた委託下限額に対し最低賃金の方が上回っているという逆転現象が生じている状況であります。

そうした中で、来年以降も、国が大幅な賃上げということも経済界に対して要請もなされておりますのでそういった経済状況の流れや、本市が作った公契約条例の政策誘導型という趣旨なども鑑みながら、経済状況そしてまた企業の皆様の実態なども踏まえてご議論いただいて、適正な額の答申をいただければと思っております。

ぜひ、本審議会の中で活発なご議論いただきまして、答申をいただきますこと、お願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会長挨拶

○望月会長；皆さんこんにちは。公契約条例本格施行後の初の審議会ということなのですが、昨年、この条例が施行された後、本格化するに至っていろいろな課題等が出てくるんじゃないかと予想していたわけですが、今回もう既にいろいろな課題が取り上げられて、顕在化し取り上げなければいけないということですので、慎重かつ丁寧に審議を行うためにも、多少時間がかかるかと思いますが、委員の皆様方にもご協力をお願いいたします。

4 諮問（労働報酬下限額の設定について）

○総務課長；会議に先立ち、審議会への諮問事項がございしますので、市長より諮問事項を会長へ手渡しさせていただきます。

（諮問を読み上げ、市長から望月会長へ渡す。）

○総務課長；ここで、市長は他の公務のため退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5 報告事項

	○総務課長；それでは、審議に移りたいと思います。 諮問事項について、ご審議いただきたいと存じます。 みよし市公契約条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。望月会長、よろしくお願いいたします。 ○望月会長；それでは、議事を進めさせていただきます。 (1) 第1回公契約審議会における審議経過等について ○望月会長；報告事項「(1)令和6年度公契約審議会における決定事項について」事務局より説明をお願いします。 ○事務局；資料1に沿って説明 ○望月会長；では、事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。 【意見・質疑なし】 ○望月会長；意見がないようなので、次の報告事項に移りたいと思います。 (2) 本市の特定公契約の取組状況について ○望月会長；では続いて、報告事項「(2)本市の特定公契約の取組状況について」、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；資料2に沿って説明 ○望月会長；では、事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。 【意見・質疑なし】 ○望月会長；特に御意見等ないので、次の報告事項に移りたいと思います。 (3) 公契約条例に関するアンケート調査の結果報告について ○望月会長；では続いて、報告事項「(3)公契約条例に関するアンケート調査の結果報告について」、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；資料3に沿って説明 ○望月会長；では、事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。
--	---

【意見・質疑なし】

○望月会長；特に御意見等ないようですので、審議事項に移りたいと思います。

6 審議事項

(1) 業務委託契約等及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の設定について

○望月会長；審議事項「(1)業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の設定について」の審議に移ります。

業務委託については事務局からの説明の後、労働報酬下限額の審議を行います。

資料23ページ、労働報酬下限額の検討に入る前までの部分について、事務局から説明をお願いします。

○事務局；「1 導入自治体における下限額設定状況」「2 最低賃金の推移及び今後の見込」「3 これまでの業務委託契約等労働報酬下限額の設定」について事務局から説明後、

「令和7年度労働報酬下限額が最低賃金を下回り、令和7年10月からの労働報酬下限額について最低賃金と同額での告示を行ったこと。」を説明。

「市で独自に定める労働報酬下限額と最低賃金と同額になることは、市独自で条例制定している本来の意義を失う状況であり望ましくないと考えられることから、①特定公契約受注者の報告状況 ②事業者アンケート回答状況 ③ハローワーク求人募集賃金の状況を鑑みて、令和8年1～3月における労働報酬下限額を『最低賃金+20円、+1.75%』と提案した。

【以下、非公開のため要約】

○委員；事業者アンケートの意向（約4分の3が適当であると回答）のみを基に「積極的な引上げを控える」のは望ましくない。労働者としては当然高い賃金をいただきたいという思いがある。

○委員；「条例の意義」と「労働報酬下限額が最低賃金と同額」との関連性に疑問がある。最低賃金に据え置いても違法性はなく問題はないし、上乗せ額の妥当性にも疑問が残る。

○事務局；本条例について、本市としては政策誘導型として、労働者への適正な支払を積極的に導く姿勢を持ちたいと考えている。最低賃金に上乗せをして行っていきたいという思いがある。

○委員；公契約のイメージとして、安心安全な契約履行のため、労働者として誇りを持ち仕事をするという安心感、それ

	に対する対価をきちんと受け取ることは必要だと考える。 ○委員；公契約の目的から鑑みると、最低賃金と労働報酬下限額を同額とし据え置く期間が長いのは、労働者にとっては喜ばしくない。 ○委員；設定した労働報酬下限額と最低賃金が逆転する現象も起こっていることから、これまでの計算式が妥当だったのかという根本的な議論も今後は必要と考える。 ○委員；事務局案で問題ないと考える。以前は市の入札であれば低い落札となるのが通例であったが、現在は労働者のことも考慮し、賃金確保ができる体制が整えられており、良いと考える。 →事務局案どおりで決定 ○望月会長；では資料26ページからの「(4) 令和8年度労働報酬下限額」について、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；令和8年度労働報酬下限額設定割合については、昨年度定めた算定基準である「前年の労働報酬下限額に、最低賃金の前年からの伸び率を乗じた1,228円としたい。また、令和8年度の途中で最低賃金が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金の101.75%を下回った場合は、その効力日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金に1.75%上乗せした額としたい」ことを説明 【以下、非公開のため要約】 ○委員；最低賃金の改正後に101.75%の上乗せをするということは、1円の逆転現象が起こった場合でも20円上乗せされるということに、違和感が残る。そもそも最低賃金を下回らない制度設計を検討すべきではないか。 ○委員；最低賃金は変動しており、目標年次がある以上、途中で一気に上がる時期も来る。昨年度の伸び率を乗じるのも方法ではあるが、一定のバッファは必要と考える。最低賃金の逆転が起きた場合に上乗せをする運用ではなく、もともと上乗せした額で設定してはどうか。 ○委員；近年の最低賃金の動向から考えると、最賃の改正後に上乗せをしなくてはならない見込が高いように思われる。次年度に向けて、この方法が妥当か否か検討する必要がある。 ○事務局；今回提案している1,228円は、令和7年度下限額と比較して88円の増額となる。他自治体において既に令和
--	---

	8年度下限額が公表されている関東圏の自治体にも匹敵するほどの増額となっている。県内自治体と比較しても突出した増額となるため、バランスをとる必要があるのではないかという懸念もしている。 →事務局案どおりで決定 ○望月会長；では、「イ 工事及び製造の請負契約に係る労働報酬下限額」の審議に移ります。本日は事務局からの説明と、次回審議会の審議に向けての確認を行います。 資料33ページまでについて、事務局から説明をお願いします ○事務局；工事及び製造の請負契約に係る労働報酬下限額については、「公共工事設計労務単価の82%」で設定したいことを説明。（審議は第2回審議会で審議予定） 【意見・質疑なし】 ○望月会長；審議事項(3)「公契約の実効性を保つための課題の検証について」事務局から説明をお願いします。 ○事務局；「公契約の実効性を保つための課題の検証について」説明。（審議は第2回審議会で審議予定） 【意見・質疑なし】 ○望月会長；以上で、諮問に対する審議を終了します。 慎重に御審議いただきありがとうございました。 ○事務局；事務局の方から次回の審議会についてご連絡をさせていただきます。 本年度の審議会については事前に1回で審議するとお伝えしたところ急遽2回の会議を開催させていただくこととなりました。日程調整等、こちらからの無理なお願いをしているのにもかかわらず、早急な対応をいただきありがとうございました。 なお、次回審議会については2月24日午後3時から、4階401会議室で開催予定となりましたので御出席をお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、現在の任期が1月24日までとなっているため、第2回審査会は現任期終了後の開催となります。 事務局としては、可能であれば全ての委員の皆様を引き続き就任を依頼したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。 次回審議会では、新たな任期として、2月24日から2年間
--	---

	の任期での委員委嘱をさせていただき予定ですので、よろしく願いいたします。 5 答申（業務委託契約等及び指定管理協定に係る労働報酬下限額） 総務課長；会長から市長に答申をお願いいたします。 ○望月会長；それでは、答申します。 みよし市小山祐様、みよし市公契約審議会会長望月恒男、労働報酬下限額の設定について答申いたします。 令和7(2025)年12月15日付け7み総第579号で諮問のあった労働報酬下限額の設定について、みよし市公契約条例第6条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。 1 令和年度の業務委託契約等及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について 愛知県最低賃金に20円、1.75%を上乗せした金額、1時間あたり1,160円とするのが妥当である。 2 令和8年度の業務委託契約等及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について 前項1に定める令和7年度の労働報酬下限額に、愛知県最低賃金の前年比率を乗じて得た金額、1時間あたり1,228円とするのが妥当である。 なお、令和8(2026)年度の途中に愛知県最低賃金が改正され、令和8年度の労働報酬下限額が改正後の愛知県最低賃金の101.75%を下回った場合には、その効力日以後の労働報酬下限額は、改正後の愛知県最低賃金に1.75%上乗せした金額とするのが妥当である。 (望月会長から市長へ答申書を渡す) ○市長；委員の皆様方におかれまして大変熱心なご議論いただきましてありがとうございました。 先ほど答申いただきました内容につきまして、審議会の皆様の答申を尊重させていただいて、市としての方針を決定させていただきたいと思いますので、今回大変な熱心な議論いただきましたので、改めて感謝を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。 ○総務課長；それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回みよし市公契約審議会を終了させていただきます。 本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。
--	--